

バークのプロテスタント・アセンダンシー批判

真 嶋 正 己*

Burke's Criticism on the Protestant Ascendancy

MAJIMA Masami

On noticing that the Catholic Relief Bill of 1792 refused to admit the Irish Catholics to the elective franchise, Edmund Burke (1729-1797) determined to lash out at the system of governing Ireland. That was what is called a criticism on the Protestant Ascendancy. In *Letter to Richard Burke* (post 19 February 1792), he found fault with the Protestant Ascendancy from two points of view: first, from the connotation of the term "Ascendancy", and second, from the fact that even eviler results would emerge with the name of Protestant being attached to Ascendancy. In particular, in the case of the latter, Burke appreciated that Protestant Ascendancy would not only damage religion but also endanger the existence of civil society itself by professing religious persecution. And what is more important is that Edmund Burke was persistent in seeking ways and means to secure "the good of the Commonwealth" while advocating the constitution, no matter how dismal the situation of Ireland had been.

Key Words (キーワード)

Edmund Burke (エドマンド・バーク), Protestant Ascendancy (プロテスタント・アセンダンシー), Irish Catholics (アイルランド・カトリック), franchise (選挙権), religious persecution (宗教的迫害)

(1)

前稿でみたように、1792年1月25日にカトリックに対する救済法案がH. ラングリッシュ (Sir Hercules Langrishe) の手によりアイルランド下院に上程されたが、しかしそれは、わずかに法曹職に就く権利、結婚の自由および教育を受ける権利等を認めただけで、カトリックがもっとも強く希求していた選挙権については一切譲歩する意思のないことを宣明するものであった。¹⁾ これは、選挙権の専有こそが「カトリック法」に依拠した少数支配をからくも維持する最後の堡壘であると、国教徒に強く思念されたことによる。1782年のカトリック救済法においてカトリックに自由土地

保有権を付与するのと引き替えに選挙権の剥奪を再規定した際の強い決意が、10年の時を経て沸騰した政治状況の中でより明確な意思として再び表明されたのである。1792年のカトリック救済法案に選挙権が含まれることを切に望んでいたバークにとって、統治者のそうした無知蒙昧にして頑迷固陋な姿勢は国制を危殆に瀕せしめるものであり、ここに彼は、アイルランドの統治体制そのものを批判することを決意した。それが1792年2月19日以後に認められた『リチャード宛書簡』(*Letter to Richard Burke*)である。なお息子リチャードに宛てて認められたこの書簡は、当初出版することを念頭に置いて書き出されたが、結局最後まで書き上げられることはなく1812年に不

* 広島文化学園大学 社会情報学部 (Faculty of Social Information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

完全な形のまま最初の著作集に収められた。²⁾

(2)

本書簡でまずパークは、カトリックの選挙権からの全面的な排除を取り上げて「自然の成り行きからすれば、独占国家にあっては如何なる愛国民も存しえない。党派心は存するやもしれないが、しかし公共心は何一つとして存しえない。自由の精神についていえば、ましてなおさらそれやそれに類するものなど存しえようがない」(傍点、原文イタリック、以下同様。)とした上で、次のように述べている。「偏頗な自由は特権や特典であって、自由ではない。その名に値するような自由とは、偽りがなく公正で広く満ちわたって偏らない原理である。それは大にして拡張された徳であって、強欲にして自己的で狭量な悪徳ではない」³⁾と。

当然にも、選挙権は自由土地保有権と並んでその主要な一つである以上、一部少数の一団が専有すべきものであってはならない。彼にとってカトリックの選挙権からの全面的な排除は専制以外の何ものでもなかった。⁴⁾ それゆえ彼は、「ある党派がまさしくその政府を凌駕し、そして民衆をもまた圧倒しうるように形づくられた国制とは、統治と自由のどちらの目的にも合致しない。それは、臣民を等しく保護してしかるべきであり、そしてしばしばそうした傾向にあっただろう、かの権力をしてその信託を欠き、その目的を妨害し、そしてある徒党の不法行為の道具も同然なものとなるよう強いる」と述べて、次のように論断する。曰く、「民衆の大部分を喜ばせることに何の関心も有さず、彼らを後援することも、支障なく彼らの支持を求めることもできず、また暴威をふるう党派をぐらつかす力もない政府とは、ただただ腐敗によってのみ存続しうる」⁵⁾と。言葉に先鋭な響きを有するものの、その主意は『カトリック法論』(Tracts relating to Popery Laws)を企図して以来、彼が折に触れて述べてきたことであるが、ここで留意すべきは、アイルランドの統治は一部の徒党・

党派により私され、統治体制それ自体が反国制的で腐敗と汚辱に充ち満ちたものに墮していると、彼が初めて明確に指弾している点である。爾来彼は、そうした統治批判を強めていくことになるが、その起点となるのが「プロテスタント・アセンダンシー」(Protestant Ascendancy)批判である。

このプロテスタント・アセンダンシーという用語は、1792年頃から用いられ始め19世紀前半までに広範に流通するようになったもので、国教徒、とりわけ格段の実効的権力ないし影響力を有した上層土地保有者がカトリック法の下に強く固執したアイルランドにおける排他的・優越的支配を指す言葉として一般に解されている。⁶⁾ その始原は1782年のカトリック救済法案をめぐるアイルランド下院での審議にまで遡ることができるが、1792-93年にかけて選挙権付与に対し国教徒の側から激しい反対運動が巻き起こる中でそのスローガンとして確たる形で定着するようになった。⁷⁾ パークは、まさにその端緒となった事柄について次のように書き記している。「ある一つの言葉が近頃アイルランド政庁で作られ、そこから……市庁舎に運ばれ、そこで自治体の検査を通過、しっかりと刻印・保証されて、すぐさま議会で流通するようになり、アイルランド政庁に臣従の供物として下院議長より威風堂々と返納された。その言葉とは、アセンダンシーである」⁸⁾と。これは、アイルランド政庁とダブリン市、アイルランド議会が三位一体となってプロテスタント・アセンダンシーを認証し、国教徒によるアイルランドの独占的支配の維持・継続を宣明せんとした事実を明らかにしているが、そのことはまた、アイルランド政庁までが一部の徒党・党派に籠絡されその掌中にあることを左証するものでもあった。1792年1月26日にリチャードに宛てた書簡の中で、彼が「大多数の民衆の法益剥奪(ないしは、少なくともわたしがそうしたものと考えている)をアイルランド統治の不変的格律とみなしている」⁹⁾と述べて、アイルランド政庁の行為を言葉激しく非難したのもそのことによる。

パークは、このプロテスタント・アセンダンシー

を二つの観点から批判している。第一の観点は、アセンダンシーという言葉それ自体がもつ意味である。彼は、アセンダンシーについてまず「愛情や崇敬により、あるいは卓越した処理能力や手際の良さにより他の人々の心に対して獲得された影響力」と定義する。これは、直截的には信服を得た上位者の下位者に対する精神的信望ないし威光を指すもので、もっぱら道徳的範疇において用いられるのが常であったが、彼自身は、その言葉が市民的ないし政治的に使用されることについて必ずしも非を入れない。むしろそれどころか、「叡智や徳、およびそれらがかのの人々に呼びます彼ら〔カトリック〕の自由と幸福への高潔な心遣いと愛着についての所信に由来する権威により」用いられるならば、そうした言葉を政治的範疇で使用することは可能であり、「真に言葉を豊かにするといわれるやもしれない」¹⁰⁾とさえいう。しかしながら、アイルランドにおいて仰々しくも厳かに宣せられたプロテスタント・アセンダンシーなるものの実際は、その原義から遠く隔たり、まったく似ても似つかぬものであった。彼は、「徳によって、愛情によって、あるいは策略や誘惑によってさえ獲得された影響力を意味するものでは断じてない」として、次のように論じている。

新しいアセンダンシーとは、往古の支配である。それは、自らのみをコモンウェルスの唯一の市民とみなし、残余の者たちを力づくで絶対的に隷属した身分へと貶めることにより彼らに対する支配を維持し、このように可能な限り防備を強化して全体的な貢献の結果である公財産を戦利品として、自分たちの間でのみ分けようとするアイルランドの団一の決意以外の何ものでもない。¹¹⁾

こうしたプロテスタント・アセンダンシーの宣明は、統治の根本原理として「一般社会の主要部の完全な排除のうちに以前には全体に属した諸権利をある特惠的な市民の団に（身分とか社会的地位とかにほとんど、あるいはまったく関係なく）限定する」¹²⁾ことを何恥じることなく謳い上げたものであるが、パークにとって問題であったの

は、それがまったき往古の専制支配と質を同じくするにもかかわらず、アセンダンシーという言葉がその禍禍しい本質を覆い隠すにこの上ない働きをしていたことである。彼は、「アセンダンシーという脆弱な言葉は、その響きは非常に柔らかく旋律的で、元々の用法では非常に沈静的・緩和的であったが、今では政策立案の中でもっとも厳格で、おそらくもっとも思慮の欠けるものを完全に隠蔽するために用いられている」¹³⁾と述べている。アセンダンシーという言葉が非常に多義的で、意識レベルにおいて如何様にも用いられうることを彼は重々承知しており、アイルランドにおけるそれが「関係にある一方の側の驕慢と支配、他方の側の従属と恥辱を意味する」以上、いとも容易く使用者の意思や意図に左右されるのは当然であって、そのことをまったく意に介さない悪意に満ちた狡猾にして軽薄な使用は「道徳的で理知的な人間には耳障りで不快である」¹⁴⁾とする。

次に第二の観点であるが、そうしたアセンダンシーという言葉にプロテスタントの名が冠せられることによりさらに一層悪しき結果をもたらされるということである。パークは、次のように述べている。「もしプロテスタント・アセンダンシーが図抜けてその大部分を占める国民からの公権剥奪を意味するならば、そのときプロテスタント・アセンダンシーは恥ずべきものであり、それは存してしかるべきものではない。しかし、より以上に深刻な弊害がある。非常に頻繁になされるその用語の使用、およびそれに接ぎ木される政策により、プロテスタントの名は、……迫害的な党派の名に過ぎなくなるか、同然なものとなる」¹⁵⁾と。このようにプロテスタント・アセンダンシーの宣明は、プロテスタント、なかんずく国教徒によるカトリック迫害の維持・継続を明確な意思として明らかにするところにその目的を有したが、ここでの彼の議論の要点は、こうした迫害が過ぎ去りし古き時代の迫害とはまったく異なり、明瞭で確固とした宗教的格律も、迫害に特有な熱意や慈悲心も有さず、結果的に改宗ではなく、ただ単に背信のみを助長するものであって、まさにそれがた

めに無神論を招来させることになるというところにある。有り体に言えば、プロテスタント・アセンダンシーは、民族的敵意に基づいた純然とした政治的・経済的・社会的迫害であるにもかかわらず、ことさらプロテスタントの名が冠されて見かけ上は宗教的迫害の風を強くするがために、逆に宗教そのものを致命的なまでに毀損するということである。そもそも、宗教とは「われわれ死すべき運命にある者の大いなる慰藉の源」であり、「この慰藉を享受するために人は、教育か、習慣か、教説か、はたまた權威の何れかのうちの某かの原理に基づき自らの宗教を信仰する」¹⁶⁾のであるが、背信を人為的に強要するこうした迫害は、カトリックから宗教の基である原理を有無もいわず奪い去り、彼らを精神的虚無へと追いやるだけである。

ここでまずパークの心にあったのは、選挙権を拒絶されたカトリックが絶望のあまり雪崩を打って急進的な非国教徒の陣営に流れ込むのではないかという懸念であるが、暗澹たる思いで心を痛めていた彼が目を向けたのは、プロテスタントの迫害の基となったカトリック法の目的であり、その内実である。彼は、「それは、国定宗教およびその教義と儀式への随順を奴隷の境遇から脱する条件とはしていない。そうしたことは断じてない」とした後で、「300万もの人々に、彼らや彼らの父祖が神聖と信ずるよう教えられてきたものすべてを捨て去る」ように命じるだけであり、彼らが求められるのは「ただただ清廉にして有徳なる者にとってもっとも下品にして不作法な言葉で教を公然と強く否定すること、自らのそれまでの生活全体を口汚く罵ること、および彼らが受けてきた教育を中傷すること」¹⁷⁾であると断じている。カトリック法は国民の四分の三とも、五分の四ともいわれる大多数の人々を対象にするものであり、これまで彼は、従来の宗教的迫害とはまったく質を異にすることを再三にわたって指摘してきた。従来の宗教的迫害は何よりも改宗を目的とするものであったが、カトリック法の対象範囲の異常さは現実問題としてそれを不可能とする。その

結果がカトリックの奴隷の境遇への留置であり、彼が「往古の支配」と呼ぶのもそのためであるが、しかるがゆえに彼は、「プロテスタントという言葉は、奴隷の境遇にある300万もの民衆を土牢に閉じ込める呪文である」といい、こうしたプロテスタントの迫害を「宗教そのものへの迫害」¹⁸⁾とみなすのである。

このようにパークは、プロテスタント・アセンダンシーが外形的に宗教的迫害の装いを凝らすことにより、逆に宗教そのものを毀損するとしてそれを批判したが、それは、彼がフランス革命の中に反国制性・反宗教性を見て取っていたことによる。彼は、当時盛んに用いられていた「プロテスタントの利益」に異を唱えて、「もしイングランドの国教会と国制がこれらの島々で倒壊するとして（それらは同時に倒壊するだろうが）、その廢墟の上にそびえ立つのは、プレスビテリアンの戒律でもなければ、カトリックの位階制でもない。それは、ローマ教会でもなければ、スコットランド教会でもないだろう。……それは、人間の権利という今や最初の発酵の真っ只中にある新しい狂信的な宗教である」¹⁹⁾という。1790年2月9日に下院で行った『軍事予算に関する演説』(Speech on the Army Estimates)の中で彼は、フランスがもたらす脅威について「情け容赦のない専制政治」ではなく、「アナーキーから生ずる危険」に、「非寛容ではなく、無神論から生ずる危険」に変質したと指摘した上で、「人間の権利」を「アナーキーの原理および摘要の類」²⁰⁾として批判したが、ここではより明確に次のように論じている。

それは、すべての制度、すべての戒律、すべての教会秩序、ならびに実にすべての社会秩序を拒絶し、いずれ勝利を取め、あなた方の教会を平伏させるだろう。それは、あなた方の区別立てを破壊し、あなた方のすべての財産を競売に付し、あなた方を世界中に追い散らすだろう。²¹⁾

戦争と騒乱がプロテスタントやカトリックの名を冠した利益に淵源をもっていたのは昔のことであり、「人間の権利という……狂信的な宗教」が自

国に浸潤し、その基盤を揺さぶらんとしている最中であって互いに不信と憎悪をかき立てるといったことは、ただただ敵に利するだけの愚かな自滅行為に過ぎない。この点で、宗教を「市民社会の基礎であり、すべての善とすべての慰めの根源である」²²⁾とみなしていた彼にとって、プロテスタント・アセンダンシーとは、まさに宗教それ自体の存立ばかりか、市民社会の存立をも危うくしかねないものであったといえることができる。

それゆえにパークは、狂信的なセクトの勃興を前にして狭隘な「プロテスタントの利益」に固執するなどまったく愚の骨頂であって、「これらすべての教派は、この新しい、成長中の、根絶的な体系から身を守ることに共通の関心を有する」²³⁾とした上で、国教として公認された教会の支持・擁護を強く主唱するのである。彼は、国教会を「宗教と国家との関係をしっかりと保ち、……これら二つの島を尊重と愛情の密なる関係に置いておくための大なる連接環である」と位置づけ、そしてそれが「有力な政治的理由から教会と国家のすべての制度が堅く結びつけられるべき、その王国の主要な土地所有者の大部分の宗教」であること、「他のどのような教会制度よりも混合国制の支柱である王位とより密に結びつき、また独立した二つの王国の国制をただ一つつなぐ政治的原理である」こと、ならびに「キリスト教それ自体の主要な柱石の一つ」であることを挙げて、その十全たるべきことを強く主張している。²⁴⁾

ことアイルランド国教会についていえば、パークは常々その優位性を頑なに支持・擁護しているが、ここでは次のようにその代替不能性を述べている。「その倒壊は、わたしが明瞭に思いつきうる他の如何なるものも埋めることの能わない大なる空虚感を残すことになろう。わたしはカトリックの位階制を敬うし、プレスビテリアンの共和制を敬うが、しかし……そのいずれかを国教化することへの希望または恐怖がこれらの王国では等しく奇想天外であることを知っている」²⁵⁾と。と同時に彼は、だからこそ、そうしたものを支持・擁護するにあたっては「一片の暴力も、一片の不正

も、あるいは一片の愚行も」²⁶⁾なされるべきではなく、むしろ統治については諸々が置かれている状況ならびに環境を勘案し、それらに適合すべきことを強調する。彼は、「アイルランドは、確立した政府と法的に国教化された宗教を有しており、それらは保護されてしかるべきである。それは、同様に保護され、しかも理性や原理、感情、利害により導かれ、かの政府に不本意ながら従うべき国民を有している。アイルランドは特殊な状況下にある国である。アイルランドの民衆は大いに混交しており、混交物を構成するそれぞれの数量は互いに甚だ均衡しない」と述べた後で、次のようにいう。

われわれは、全体を一つの慈悲深き立法制度に包含して、この混交した塊体をあたかももっともシンプルな要素から構成されるかのごとく統治すべきか。いやむしろ、異質な大衆の種々様々の必要物に従い、各部にそれを供給すべきではないのか。²⁷⁾

実にこれが、終生パークの頭を悩まし心を痛めたアイルランド統治に関わる主題である。アイルランド国教会は、君主の、そして上層土地保有者の大多数の宗教であるが、大多数の民衆の宗教でなく、従って彼らの心を幾ばくも満たすものでない。彼は、「これが事物の状態であり、正気である者は誰もこれを幸福と呼ぶことなどまったくできない。しかし、それがアイルランドの状態である。200年に及ぶ経験は、それが不変であることを示した。多くの猛々しい闘争が教派間で起きてきた。その結果、あなた方は民衆をプロテスタントにすることができず、彼らもプロテスタント政府を振り払うことができずにいる」と述べた後で、以下のように論断している。曰く、「これが、経験の教えるところのものであり、あらゆる類の思慮分別のある人々すべてが知るところのものである。今日問題なのは、変更することの能わないこの状態に対してわれわれは可能な限りよくしようとすべきかということ、これである。」²⁸⁾

(3)

パークのこうしたプロテスタント・アセンダンシー批判は、1792年1月25日にカトリック救済法案が正式に下院に上程されたことを受けて行われており、この点で、前稿で取り上げた『ラングリッシュ卿への書簡』(Letter to Sir Hercules Langrishe, 1792)と比べてより先鋭で、怒気に満ちたものであった。それは、アイルランド議会があからさまに示した硬直した敵意に触発されたものであり、彼は、「プロテスタント・アセンダンシーについてべちゃくちゃしゃべる代わりに、プロテスタント議会はどうかして愛国議会となるよう考えるべきである」²⁹⁾と述べている。

「プロテスタント・アセンダンシー」は、アイルランド史にあって非常にポレミカルな用語である。それは、プロテスタント・アセンダンシーの黄昏を悲しみ郷愁を秘めつつ詩「塔」(“The Tower”)の中で「毅然とした男たち」(“upstanding men”)を歌い上げたイエイツ(W. B. Yeats)に代表されるように、³⁰⁾プロテスタント・アセンダンシーが事物の状態として成り立ちえなくなった19世紀半ばから20世紀初めにかけてもなお継続して使用されていたという事実からも明らかである。T. イーグルトン(Terry Eagleton)は、論集『ヒースクリフと大飢饉』(Heathcliff and the Great Hunger, 1995)の中で、「『アセンダンシー』は、政治状態を表すものから、ある社会的ブロックと呼ぶものへと移行しうる。そしてそれは、その後、従属する者たちに対する強い影響力によって無遠慮に定義される」といい、また「悦に入って既成事実をほのめかしながら、その保持のために巧みに用いられる武器でもある」³¹⁾とした後で、次のように指摘している。「そのため『アセンダンシー』という用語は、緊張と多義性に彩られた、まさにそれ自体が一つのテキストである。それは、大文字と小文字の間を往復して、社会集団、政治機構、あるいは精神状態をも暗に示しうる」³²⁾と。これは、プロテスタント・アセンダンシーという用語の多義性・重層性を指すが、この用語の由来をめぐ

るについても、1792年のカトリック救済法案提出を機縁として創出された新語であるとするW. J. マコーマック(W. J. Mc Cormack)と、ライトボーイ騒擾を機に1786-88年にかけて保守派国教徒から提起されたイデオロギー的なスローガンとして確として使用されていたとするJ. ケリ(James Kelly)やJ. ヒル(Jacqueline Hill)との間で激しい論戦が交わされている。³³⁾

長大なアイルランド文学史の中で「アセンダンシー」や「伝統」に焦点を置きつつ英愛関係を詳細に読み解くことに主眼を置いたマコーマックは、フランス革命の勃発から筆を起し、パークを扱った章の中で「世紀末近くになってアイルランドでプロテスタント・アセンダンシーという新語が現れ、その中に革命時代の反動が方々から素早くかき集められた」と述べた上で、パークのプロテスタント・アセンダンシー批判を基に彼を「議論の中心的な政治的概念」となった新語の出現についての「主要な注釈者」³⁴⁾であると解している。このようにマコーマックが「プロテスタント・アセンダンシー」をフランス革命後の新語とみなしたことに對し、ケリは、歴史学の立場から1786-88年にかけて「アイルランド国教会に向けられた疑念により掻き起こされた保守派プロテスタントと改進黨プロテスタントとの間のイデオロギー闘争」³⁵⁾の過程で、最終的にクロイン(Cloyne)の主教R. ウッドワード(Richard Woodward)によってその用語の明確なイデオロギー性が確立されたとし、³⁶⁾ヒルも「その用語は、すでに1787-88年にかけてアイルランド国教会を擁護する異論のないスローガンとして援用され、流通していた」³⁷⁾と述べている。しかし、こうした用語の由来をめぐる論戦は確かにその多義性・重層性を示す一つとして有意ではあるが、フランス革命後のアイルランド史がもっぱらカトリック問題を軸に突き動かされていくのを見ると、「それは、確かに1786-88年にかけてウッドワードによってかなり頻繁に用いられたが、1792年までプロテスタントの意識に深く留められなかったと、マコーマックが論じるのは正しいかもしれない」³⁸⁾との

S. スモール (Stephen Small) の言は正鵠を得たものであるといいうる。

してみれば、その様態を変えながらも 20 世紀初頭まで命脈を保ったプロテスタント・アセンダンシーという非常にポレミカルな用語について、もちろん批判といった形ではあるが、その端緒を開いたのがパークその人であったということになる。イーグルトンは、アイルランドの歴史を繙きながら「アセンダンシーは、それが抑えつけた人々を囲い込むことによって、排除することによってその支配を揺るぎないものにするにはできなかった。これがその最終的な衰退の一因をなしているのは確かである」とした後、「そうであれば、アイルランドのもっとも重要な政治思想家たちの永続的な関心事がヘゲモニーの問題であったことは、別に驚くべきことではない」³⁹⁾と述べて、この一番にパークに言及している。彼は、「実際、アイルランドを占領した如何なる権力も、そのために十分広範で、恒久にして揺るぎのないヘゲモニーを獲得することはできなかった」⁴⁰⁾といい、また次のようにも述べている。「ヘゲモニーにとっての真の試金石は、支配階級がその精神的權威を従属者に押しつけ、彼らを道徳的にも政治的にも統率し、自らの世界観を彼らに納得させるかどうかということである。そしてすべての点で、記録を全体的に考慮するならば、アングロ・アイリッシュは、実に目にあまる失敗者だったと断定されるに違いない」⁴¹⁾と。

ここで留意すべきは、イーグルトンがアセンダンシーをヘゲモニーの同義語、ないしその一類型とみなしている点である。彼も指摘するように、そもそもヘゲモニーは「支配権」を意味しており、ヘゲモニー樹立の成否は、ひとえに支配される側の「同意」、もっといえば「許容」にかかっている。⁴²⁾であれば、カトリック法の下に一方的に公権を剥奪しカトリックを「市民的隷属状態」にひたすら留置しようとしたプロテスタント・アセンダンシーは、失敗の上塗りに過ぎない。パークがプロテスタント・アセンダンシーを容赦なく批判したのもそのためである。と同時に、彼は本来的

な意味での「アセンダンシー」を批判したのではなく、プロテスタント・アセンダンシーと呼ばれるものの内実を批判したのであり、アイルランドにおいて彼が願ったのは、「支配権」としての確固たるヘゲモニーの樹立であったということにもなる。

しかしながら、彼のプロテスタント・アセンダンシー批判の中でとりわけ目を引くのは、200 年もの間、不変なままであったアイルランドの暗澹たる情態に対する諦念にも似た彼の認識であり、そうした情態の中にあってもなお改善を求めて止まない彼の姿勢である。このことをもっとも重視するならば、アイルランドに関して彼が終生その心をもっとも傾けたのは、確固たるヘゲモニーの樹立が不可能な中であって、国制を擁護しつつ、「慎慮」により「コモンウェルスの利益」を増進することが如何にして可能かということであり、⁴³⁾ そのために選挙権を付与してカトリックを市民社会に招き入れることが何よりも不可欠であると認識されたと考える方がより正しいように思われる。実にこれは、『カトリック法論』を企図して以降、その確信を強めつつ彼が求めて止まなかったものであるが、さらにいえば、この時期彼がもっとも希求したのはカトリックに対する選挙権の付与であり、今少しというところで、プロテスタント・アセンダンシーの大合唱の前にその願いははかなくも潰えたのである。彼にとってそれは、因循姑息にして頑迷なる過去の精神がまたぞろ息を吹き返し、狂気じみた過去へと時代をあと戻しするがごとき愚挙であった。そして、その原動力がプロテスタント・アセンダンシーという概念であり、その内実を的確に捉え、いち早く批判したのが彼パークであったということである。この点で、彼の言説が後世にどういった影響を与えたかは別にして、彼は、アイルランド統治の腐敗・墮落した精神の精髓をプロテスタント・アセンダンシーという言葉にもっともよく見出しえたがゆえに、それを批判したといいうる。

(4)

カトリックに対する選挙権の付与は「事物の自然」⁴⁴⁾であるとバークが看取したとおり、翌1793年のカトリック救済法によりカトリックは選挙権を獲得した。とはいえ、ひとえにこれは、フランスとの関係が急速に悪化し対応を迫られたブリテン政府が強力な圧力を行使したことによるが、⁴⁵⁾この間アイルランドではプロテスタント・アセンダンシーの大合唱がますます大きくなり、不承不承カトリック救済法案に同意した国教徒はその内部に大なる不満と反発をため込むことになった。その結果が1795年のオレンジ協会の誕生である。ところが、バークは、『リチャード宛書簡』でプロテスタント・アセンダンシーを批判して以降それを主題として論ずることはなく、⁴⁶⁾むしろ秘密結社や徒党を意味するジャントゥ(junto)やキャベル(cabal)、公職を利用して私利を図る者を意味するジョバー(jobber)という言葉を多用して、徒党・党派に私された統治体制ないし統治を批判している。⁴⁷⁾これは、彼のプロテスタント・アセンダンシー批判の目的がカトリックに対する選挙権の付与一点にあり、それ以降は、プロテスタント・アセンダンシーの内実である、不正・腐敗に充ち満ちたアイルランド固有の統治に批判の視点が移行していることを明示している。

註

- 1) 拙論「バークの『ラングリッシュ卿への書簡』」, 広島文化学園大学『社会情報学研究』vol.16 (2010), pp.57-73 を参照。
- 2) *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. by P. Langford et. al., 10 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981-), vol.IX (1991), p.640, headnote. また, *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. by Thomas W. Copeland et. al., 10 vols. (Cambridge at the University Press & the University of Chicago Press, 1958-1978), vol.VII (1968), p.65 を参照。なお, 旧著作集ではこの書簡が認められた年を1793年としていたが, 書簡集第7巻の編者(P. J. Marshall & John A. Wood)は, 1792年2月19日のリチャード宛書簡を基に同日以後に認められたとし, また新しい著作演説集もこれを踏襲している。To Richard Burke, Jr. (1792.2.19), *ibid.*, p.65, n.5. この著述時期の相違は, バークのプロテスタント・アセンダンシー批判を理解する上でとりわけ重要である。
- 3) *Letter to Richard Burke* (post 1792.2.19), in *Writings*, vol.IX, pp.641-642. ここでバークは, 自由を「市民大半の分与産」(*Ibid.*, p.642.)とも呼んでいる。
- 4) この中でバークは, 「自由とは, 諸刑罰から成るのか! 法的無能力から成るのか! 長期にわたり継続されてきた, あらゆる階級・財産の住民の五分の四にも及ぶ人々の排除と公権剥奪から成るのか! そうした自由は, もっとも衝撃的な種類の隷属と何が違うのか!」(*Ibid.*, pp.641-642.)と述べている。
- 5) *Ibid.*, p.642.
- 6) Peter. R. Newman, *Companion to Irish History; From the Submission of Tyrone to Partition 1603-1921* (Oxford・New York: Facts On File, 1991), p.8 を参照。
- 7) 1782年アイルランド下院でカトリック救済法案が審議されていたとき, B. ローチ卿(Sir Boyle Roche)が「プロテスタント・アセンダンシーと矛盾しない限りで」カトリックの救済を支持すると発言したのが最初であるとされている。S. J. Connolly (ed.), *The Oxford Companion to Irish History* (Oxford University Press, 2002, first published in 1998), p.492. また, S. J. Connolly, *Divided Kingdom: Ireland 1630-1800* (Oxford University Press, 2008), p.453 も参照。
- 8) *Letter to Richard Burke* (post 1792.2.19), in *Writings*, vol.IX, pp.642-643. このアセンダンシーという用語は, 一般に「優位体制」と訳されることが多い。
- 9) To Richard Burke, Jr. (1792.1.26), *Correspondence*, vol.VII, p.40. アイルランド総督であったウェス

- トモーランド伯 (Earl of Westmorland) のカトリック救済に対する考えや行動については、さしあたり、R. B. McDowell, *Ireland in the Age of Imperialism and Revolution 1760-1801* (Oxford: Clarendon Press, 1979), pp.394-400 を参照。
- 10) *Letter to Richard Burke* (post 1792.2.19), in *Writings*, vol.IX, p.643.
- 11) *Ibid.*, p.644.
- 12) *Ibid.*, p.641.
- 13) *Ibid.*, p.644.
- 14) *Ibid.*
- 15) *Ibid.*
- 16) *Ibid.*, p.645.
- 17) *Ibid.*, p.646.
- 18) *Ibid.*, p.647.
- 19) *Ibid.*
- 20) *Speech on the Army Estimates* (1790), in *The Works of the Right Honourable Edmund Burke*, ed. by John C. Nimmo, 12 vols. (Nachdruck der Ausgabe London 1887, Hildesheim · New York: George Olms Verlag, 1975), vol.IV, pp.219-221.
- 21) *Letter to Richard Burke* (post 1792.2.19), in *Writings*, vol.IX, p.647.
- 22) *Reflections on the Revolution in France* (1790), in *Writings*, vol.VIII (1989), p.141. 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』(みすず書房, 1989年), p.114.
- 23) *Letter to Richard Burke* (post 1792.2.19), in *Writings*, vol.IX, p.648.
- 24) *Ibid.*, pp.649-650.
- 25) *Ibid.*, p.650.
- 26) *Ibid.*
- 27) *Ibid.*, pp.650-651.
- 28) *Ibid.*, p.651.
- 29) *Ibid.*, p.650.
- 30) 藤本黎時『イエイツーアングロ・アイリッシュのジレンマ』(渓水社, 1997年), pp.242-245 を参照。ちなみに、イエイツが「毅然とした男たち」としてここで名を挙げているのが、パークとグラタン (Henry Grattan) である。
- 31) Terry Eagleton, *Heathcliff and the Great Hunger: Studies in Irish Culture* (London · New York: Verso, 1995), p.33. 鈴木聡訳『表象のアイランド』(紀伊國屋書店, 1997), pp.65-66.
- 32) *Ibid.*, p.34. 邦訳, p.68.
- 33) さしあたり, W. J. Mc Cormack, *From Burke to Beckett: Ascendancy, Tradition and Betrayal in Literary History* (Cork University Press, 1994, first published in 1985 as *Ascendancy and Tradition in Anglo-Irish Literary History from 1789-1939*), pp.49-93; James Kelly, "The Genesis of 'Protestant Ascendancy': The Rightboy Disturbances of the 1780s and their Impact upon Protestant Opinion," in Gerard O'Brien (ed.), *Parliament, Politics and People: Essay in Eighteenth-Century Irish History* (Dublin: Irish Academic Press, 1989), pp.93-127; Jacqueline Hill, "The meaning and significance of 'Protestant ascendancy', 1787-1840," in *Ireland after the Union: Proceedings of the second joint meeting of the Royal Irish Academy and the British Academy, London, 1986* (Published for the British Academy by the Oxford University Press, 1989), pp.1-22 を参照。
- 34) W. J. Mc Cormack, *ibid.*, p.57. マコーマックは、その第2章「エドマンド・パークと歴史の想像力」でパークのプロテスタント・アセンダンシー批判を取り扱っている。
- 35) James Kelly, "The Genesis of 'Protestant Ascendancy'," in *op. cit.*, p.94.
- 36) ケリは、1786年2月6日にアイルランド下院でライトボーイの活発な動きによりプロテスタント・アセンダンシーが危険な状態にあると警告したG. オウグル (George Ogle) を、その用語を明確かつ自覚的に使用した最初の者と位置づけた上で、次のように述べている。「オウグルはよりよく知られた『プロテスタントの利益』の同義語としてそれをういたのに対し、ウッドワードは、明確に『プロテスタント・アセンダンシー』を土地の支配、ブリテンとの関係の保持、および教会と国家の既存構造におけるプ

- ロテスタント支配の維持と同等とみなすことにより、その用語の定義および妥当性を詳説した。」(Ibid., p.115.)
- 37) Jacqueline Hill, "The meaning and significance of 'Protestant ascendancy'," in *op. cit.*, p.3. この中でヒルは、ウッドワードは「国教会の保護を『プロテスタント・アセンダンシー』と同一視しようと努めた」(Ibid., p.8.) と述べている。
- 38) Stephen Small, *Political Thought in Ireland 1776-1798: Republicanism, Patriotism, and Radicalism* (Oxford: Clarendon Press, 2002), p.155, n.1. またこれについてはケリ自身も、選挙権付与問題が政治的争点として勢力を得る中で「プロテスタント・アセンダンシーの観念がより広範な社会的領域で受容されたのは確かである」としている。James Kelly, "The Genesis of 'Protestant Ascendancy'," in *op. cit.*, p.127.
- 39) Terry Eagleton, *op. cit.*, p.32. 邦訳, p.65. パークがプロテスタント・アセンダンシーを批判したことについてイーグルトンは、「精神的威光と道徳的指導力を表す言葉が、欺瞞的にも圧制のために用いられることとなった」ことをその理由として挙げている。Ibid., p.33. 邦訳, p.66.
- 40) Ibid., p.29. 邦訳, p.60.
- 41) Ibid., p.31. 邦訳, p.64.
- 42) Ibid., p.29. 邦訳, p.60. この点でイーグルトンが、ヘゲモニーという用語を今日一般的に用いられている「覇権 (supremacy)」という意味で用いていないことに留意する必要がある。Ibid., p.27. 邦訳, pp.57-58 を参照。
- 43) このことについてパークは、『ラングリッシュ卿への書簡』の中で「コモンウェルスの利益は残余を圧倒する基準であり、他のすべてのものは、これに完全に服さなければならない」と述べている。Letter to Sir Hercules Langrishe, in *Writings*, vol.IX, p.605, 中野好之編訳『パーク政治経済論集－保守主義の精神－』(法政大学出版局, 2000年), p.751.
- 44) To Richard Burke, Jr. (1792.1.26), *Correspondence*, vol.VII, p.40.
- 45) J. C. Beckett, *A Short History of Ireland* (The Cresset Library, 1986, first published in 1952), pp.117-118. 藤森一明・高橋裕之訳『アイルランド史』(八潮出版, 1976), p.167. この中でベケットは、「これ [1793年のカトリック救済法] は、プロテスタント・アセンダンシーに守勢にまわるよう強いた点で、一つの転換期を画している」(Ibid., p.118. 邦訳, p.167.) としている。
- 46) プロテスタント・アセンダンシーについてパークは、1795年5月26日ラングリッシュに宛てた書簡の中でわずかに次のように述べているが、これは、その後の言及の好例である。「わたしは、アイルランドに作用しているところのプロテスタント・アセンダンシーの、これらの諸地域、およびアジアに作用しているところのインド主義 (indianism) の、そしてヨーロッパ全体、および人間社会の形勢そのものに作用しているところのジャコバン主義の諸原理の害意を過大評価するなど実際にはできないと思います。中でも最後のものは最大の害悪ですが、それは、実際他の二つと結合し、それらに源を発しています。」(Second Letter to Sir Hercules Langrishe (1795.5.26), in *Writings*, vol.IX, p.667.) これに触れて岸本氏は、パークがプロテスタント・アセンダンシーとインド主義、ジャコバン主義の三つを「専制」として三位一体的に捉えていたことをとくに強調している。岸本広司『パーク政治思想の展開』(御茶ノ水書房, 2000年), pp.744-745 参照。
- 47) 註2) で述べたように『リチャード宛書簡』が旧著作では誤って1793年に認められたとしていたために、コーンは、パークのプロテスタント・アセンダンシー批判を1793年にカトリック救済法案が可決・成立した後の出来事と解し、プロテスタント・アセンダンシーを私党・徒党を意味するジャントゥウヤクリック (click) などと並べて論じているし、マホーニもまた同様に、カトリック救済法案がアイルランド下院で審議されていた1793年2月から3月の文脈の中でプロテスタント・アセンダンシー批判について

述べている. Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the French Revolution* (University of Kentucky Press, 1964), pp.465-466;

Thomas H. D. Mahoney, *Edmund Burke and Ireland* (Harvard University Press, 1960), pp.212-213.